岩見沢市有財産売却案内

令和 7 年 10 月 岩見沢市企画財政部財政課財産管理係

目 次

◆売却物件等	-1-
◆一般競争入札実施要領	-3-
◆入札当日の持参品	-6-
◆入札保証金について	-6-
◆入札心得書	-7-
◆物件調書 ····································	-9-
◆各種様式等	-11-
· 市有財産売買契約書(見本)	
• 一般競争入札参加申込書	
- 一般競争入札参加申込書(記入例)	
・委任状	
• 入札 書	

売 却 物 件 等

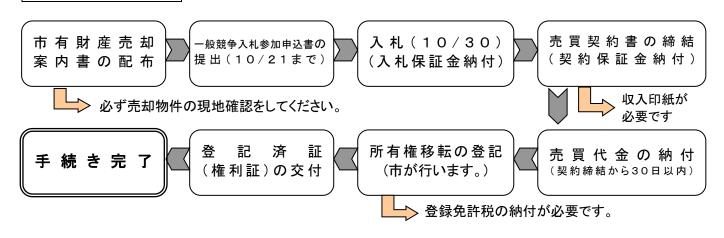
物件所在地

物件 番号	所 在 地	区分		内容	最低売却価格
			面積	$3{,}757.72~\textrm{m}^2$	
	志文本町1条6丁目	土地	地目	宅 地	
07-4	7番、8番		用途地域	第1種住居地域	9,080,000 円
			(上段) 建ペい率 (下段) 容積率	60% 200%	

売却の条件等

- 1 売却物件は、樹木を含む現況有姿で越境物、工作物等を含めた引渡しとなります。土地内に含まれる工作物等は市では撤去しません。
- 2 埋設物等について、以前建てられていた建物の基礎等の一部など、市が把握しているものの ほか把握していない埋設物等が存在している場合があります。
- 3 越境物や隣接地から流入する雨水等対策については、当該土地の買主の全額費用負担で施工等することを条件とします。(物件調書参照)市は関与しませんので、相隣関係で話し合い、契約後に越境関係が判明した場合も同様とします。
- 4 建物を建築する際は、建築基準法、都市計画法又は市の条例等による指導がありますので、あらかじめ関係機関で確認してください。
- 5 建物解体条件付きの市有地売却物件は、当該土地の引き渡し後1年以内に建物を解体して、 建物解体の届出を市へ提出することが必要となります。

所有権移転手続きの流れ



一般競争入札実施要領

岩見沢市では、事業や代替地などで今後活用する見込みがない土地等を、一般競争入札で売払いしております。

一般競争入札とは、不特定多数の購入希望者の競争を求め、最低売却価格以上で最高価格を提示した方を売払いの相手とする方法です。

売却予定地については、現況のまま売却となります。入札参加者は事前に必ず現地を確認してください。

申込者の資格

市(町・村)税を滞納していない個人、法人の方。ただし、地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項に規定する方は申込むことができません。

≪ 地方自治法施行令抜粋 ≫

(一般競争入札の参加者の資格)

- 第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。
- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各 号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると 認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことが できる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、 また同様とする。
- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、 若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行 を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- (7) この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

申込みに必要な書類

- ◎個人で申し込む場合(共有の場合は共有者全員分が必要です。)
 - (1) 一般競争入札参加申込書
- (2) 身分証明書(本籍地のある市役所・町村役場発行のもの)
- (3) 住民票(市役所・町村役場発行のもの)
- (4) 印鑑登録証明書(市役所・町村役場発行のもの)
- (5) 市(町・村)税納税証明書 (滞納がないことの証明)
 - (注) 添付書類は、申込日の1か月以内に発行されたものに限ります。

◎法人で申し込む場合

- (1) 一般競争入札参加申込書
- (2) 法人登記簿謄本(法務局発行のもの)
- (3) 印鑑登録証明書(法務局発行のもの)
- (4) 市(町・村)税納税証明書(滞納がないことの証明)
 - (注)添付書類は申込日の1か月以内に発行されたものに限ります。

申込受付期間及び受付場所・時間

- ◆受付期間 令和7年10月1日(水)から令和7年10月21日(火)まで
- ◆受付場所 岩見沢市役所 3階 企画財政部財政課財産管理係 平日の9時から17時30分まで(土曜日・日曜日・祝日は受付いたしません。)
- ※郵送・FAX・Eメールによる申込みは受付けません。申込書類は受付場所へ直接持参してく ださい。

入札及び開札の日時・場所

- ◆日 時 令和7年10月30日(木) 10時00分より
- ◆場 所 岩見沢市役所本庁舎 3階 会議室3-2、3-3
 - ※ 9時30分から受付を開始いたします。

入札した後、直ちに開札し、岩見沢市が定めた最低売却価格以上で最も高い価格を提示した 方を落札者とします。

入札保証金

入札参加者は、入札執行前に入札金額の100分の5以上の額の入札保証金が必要です。

入札保証金は、現金又は銀行振出小切手(5ページ参照)で納付していただきますが、落札者以外の方は入札終了後に、落札者には契約後にお返しいたします。ただし、入札に際し不正な行為や違反をした場合、また落札者が契約締結をしなかった場合には入札保証金は返還いたしません。入札保証金返還の際には、領収書に貼付する収入印紙(200円)が必要となります。ただし、印紙税法上の非課税法人又は個人の方で営業に関係しない方は不要です。

入札の方法等

(1)入札への参加者

一般競争入札参加申込書に記載された本人又は代理人が参加することができます。代理人が 入札に参加される場合は、委任状が必要となります。

(2)入札方法

入札書は、入札当日受付に用意してありますが、本案内書に添付しているものを複写して使用されても構いません。入札の際には、必要事項を記入し、記名・押印の上、入札箱に投函してください。投函された入札書は、その理由のいかんにかかわらず、引換え、変更又は取消しを行うことはできません。

(3) 開札

開札は入札後直ちに入札者の面前で行います。ただし、入札者又はその代理人が開札場所にいない場合には、入札事務に関係のない岩見沢市職員を立ち会わせ開札します。

落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。

(4)入札の無効

次のいずれかに該当した場合、入札は無効となります。

- ①登録に基づく入札参加資格がない者がした入札、又は委任状を持参しない代理人がした入 札
- ②入札書に入札者(代理人)の記名押印がなされていない入札
- ③入札保証金を納付しない者、又は入札保証金が入札金額の100分の5以上の額に達しない者が行った入札

- ④金額を訂正した入札
- ⑤同一入札において、入札者(代理人)が2通以上の入札をしたときはその全部の入札
- ⑥同一入札において、入札者及び代理人がそれぞれ入札をしたときはその双方の入札
- ⑦同一入札において、他の入札者の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人として入札したと きはその全部の入札
- ⑧入札書記載事項(入札金額、名称、年月日及び入札者等)の漏れ、又は誤記等により内容 が確認できない入札
- ⑨入札に関し不正の行為をした者の入札
- ⑩郵送又は電報による入札
- ⑪その他市長が定める入札に関する条件に違反した入札

(5)再度入札

開札の結果、最低売却価格に達する入札が無い場合は、直ちに再度入札を行います。再度入札の回数は2回までとします。

再度入札に対する入札保証金は、初回時の入札保証金の納付をもって納付があったものとみなします。この場合、入札金額を上げたことにより、入札保証金が不足する場合には、入札前に追加納付が必要となりますのでご注意ください。(入札保証金が入札金額の100分の5に満たない場合、入札は無効となります。)

契約の締結・契約保証金

入札終了後、落札者には契約に必要な書類をお渡しします。契約締結の際には、契約金額の 100分の10以上の額の契約保証金が必要となります。(なお、契約保証金は入札保証金を充当 することができます。)

売買契約を締結する期限は、<u>落札日の翌日から起算して7日以内(11月6日(木)まで)</u>です。 期限までに契約締結のない場合には落札は無効となります。また、契約が履行されない場合には、 契約保証金は市に帰属することになりますのでご注意ください。

売買契約書に貼付する収入印紙は落札者の負担となります。(収入印紙の金額は市の担当者へお問い合わせください。)

売買代金の支払い

売買代金は、<u>契約締結日から30日以内に一括納入</u>していただきます。なお、売買代金には契約 保証金を充当することができます。

所有権の移転等

売買代金が完納されたときに所有権が移転するものとし、同時に土地等の引渡しがあったものと します。

所有権移転登記は、売買代金完納後に市が行います。登記の際に必要な登録免許税は落札者の負担となります。(登録免許税の金額は市の担当者へお問い合わせください。)

入札物件の禁止用途

入札物件については、次の用途を禁止しております。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に 規定する営業その他これらの類する業の用に供すること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する指定暴力団等の事務所に供すること。

これらに違反した場合は、売買代金の30パーセントに相当する金額を違約金として支払っていただきます。

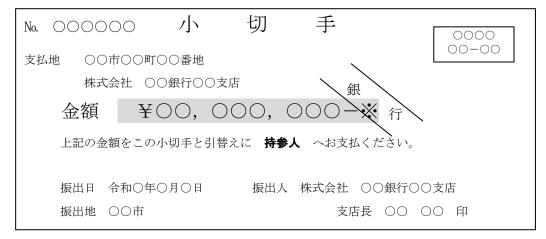
入札当日の持参品

	参加形態	単独ℓ	個 D場合	人 共有 <i>0</i>)場合	法	人
	入札参加者	本人 代理人		共有者全員	代理人	本人 (代表者)	代理人
	入札保証金	0	0	0	0	0	0
持	入札書	0	0	0	0	0	0
	印鑑 (本人の実印)	○ 本人のもの		○ 共有者全員分		法人代表者のもの	
参	印鑑 (委任状に押印した代理人の印)		0		0		0
品	委任状 (本人の実印を押印したもの)		0		0		0
	筆記用具	0	0	0	0	0	0

入札保証金について

入札保証金は、**現金又は銀行振出小切手(「自己宛小切手」・「預金小切手」・「預季」ともいう。)**で納入してください。この小切手は、金融機関が自己を支払人として振り出すもので、通常、振出人、支払人とも同一金融機関です。この小切手は手数料がかかります。(手数料は各金融機関により異なります。)





【注意事項】

- ①振出人、支払人とも同一金融機関であること。
- ②岩見沢市手形交換所加盟の金融機関が振出した自己宛てのものであること。 岩見沢市手形交換所加盟の金融機関に口座がない場合は、事前に申し出ること。
- ③持参人払式であること。
- ④振出日から7日以内であること

入札心得書

この心得は、岩見沢市が行う市有物件売却に係る一般競争入札に参加する者が、守らなければならない事項を定めたものです。

1 入札の基本的事項

- (1) 入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、岩見沢市契約規則その他関係法令を遵守しなければなりません。
- (2) 入札参加者は、現地、入札の公告及び本心得書を熟読のうえ入札してください。
- 2 入札保証金

入札参加者は、入札開始前までに、入札金額の100分の5以上の入札保証金を現金又は銀行振出小切手で納付してください。落札者以外の方の入札保証金は入札終了後に返金します。落札者の方の入札保証金は、期限までに契約が締結されない場合、市に帰属します。

- 3 入札の方法
 - (1) 入札参加者は、入札書に必要な事項を記入し、記名、押印してください。
 - (2) 入札参加者は、入札書の記載事項の秘密を保持できる状態で入札箱に投函してください。
 - (3) 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を提出してください。この委任状には、委任者及び代理人の押印が必要です。また、入札書は、委任者を併記の上、委任状に使用した代理人の印と同一の印を押印し、提出してください。

4 入札辞退

入札を希望しない場合には、入札執行の完了に至るまではいつでも入札を辞退することができます。また、指定された入札時刻に遅れて来場した入札参加者は、入札を辞退したものとみなします。入札を辞退する場合には、次の手続きをしてください。

- (1) 入札執行前(入札時刻に遅れて来場した場合を含む。)は、入札辞退届を提出してください。
 - (2) 入札執行中は、入札辞退届又は入札を辞退する旨を明記した入札書を提出、投函してください。なお、入札を辞退した場合でも、辞退を理由に以後の指名等について不利益な取り扱いを受けることはありません。
- 5 公正な入札の確保
 - (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54 号)等に抵触する行為を行ってはなりません。
 - (2) 入札参加者は、入札にあたっては競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札 意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決めなければなりません。
 - (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。
- 6 入札の延期等

不正な入札が行われる恐れがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を延期し、中止し又は取り消すことがあります。

7 入札書の書換え等の禁止

いったん提出、投函した入札書は、書換え、引換え又は撤回することはできません。

- 8 開札
 - (1) 開札は、入札終了後直ちに当該場所において行いますので、入札参加者は立ち会ってください。
 - (2) 入札参加者が立ち会わない場合には、これに代わり入札事務に関係のない岩見沢市職員を立ち会わせます。
- 9 無効入札

次のいずれかに該当した場合、入札は無効となります。

- (1) 登録に基づく入札参加資格がない者がした入札、又は委任状を持参しない代理人がした入札
- (2) 入札書に入札者(代理人)の記名押印がなされていない入札

- (3) 入札保証金を納付しない者、又は入札保証金が入札金額の100分の5以上の額に達しない 者が行った入札
- (4) 金額を訂正した入札
- (5) 同一入札において、入札者(代理人)が2通以上の入札をしたときはその全部の入札
- (6) 同一入札において、入札者及び代理人がそれぞれ入札をしたときはその双方の入札
- (7) 同一入札において、他の入札者の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人として入札したとき はその全部の入札
- (8) 入札書記載事項(入札金額、名称、年月日及び入札者等)の漏れ、又は誤記等により内容が確認できない入札
- (9) 入札に関し不正の行為をした者の入札
- (10) 郵送又は電報による入札
- (11) その他市長が定める入札に関する条件に違反した入札
- 10 落札者の決定

入札を行った者のうち、最低売却価格以上の最高の価格をもって、有効な入札をした者を落札者とします。

11 再度入札

- (1) 開札の結果、市の予定価格を超えていない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、直ちに再度入札を行うことができないときは、岩見沢市が指定する日時に再度入札を行います。
- (2) 再度入札の回数は、原則として2回までとします。

12 くじによる落札者の決定

- (1) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上いる場合は、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定します。
- (2) 前項の場合において、くじを引かない者があるときは、これに代わり入札事務に関係のない 岩見沢市職員にくじを引かせます。

13 契約書等の提出

- (1) 落札者は、岩見沢市が交付する契約書に記名、押印し、岩見沢市が指定する期限までに提出しなければなりません。
- (2) 落札者が正当な理由なく、岩見沢市が指定する期限までに契約書を提出しない場合には、落札を取り消します。また、当該落札者は、指名停止措置又は競争入札参加資格の取り消し等により、一定期間入札に参加できなくなることがあります。

14 契約保証金等

落札者は、落札決定後、岩見沢市が指定する日までに、契約金額の100分の10以上の契約保証金を岩見沢市が発行する納付書で納付してください。なお、期限までに契約が履行されない場合、契約保証金は市に帰属します。

15 異議の申立て

入札をした者は、入札後、関係書類並びに現場等についての不明を理由として異議を申し立て ることはできません。

16 入札結果の情報公開

本入札の結果は落札者の個人・法人の区別及び落札額を公開します。

物件調書

物 件 調 書

物件番	号	07-4	従	来の	用途		市	営住写	老(き	5文団地) 敷地
所 在 :	地		才	見沢市記	忘文本町 1	条6	丁目	7番	、8章	
土 :	地	地積	(3, 757. 7. (1, 136. 71		地		目		宅 地
最低売却価ラ(予定価格)				Ç	9, 080), 0	0 0	円		
形	状	別紙位置図の	とお	Ŋ						
	と係	四方舗装市道	に接	面(幅員	8 m)					
		都市計画区	域	区均	成内	用	途	地	域	第1種住居地域
	に 限	建 ペ い	率	6 () %	防	火	地	域	なし
		容積	率	2 0	0 %	その	の他	の制	刂限	なし
		上 水	道	配管	有					
世紀 処理 施門の 状 1	設態	下 水 道 配管 有 汚水桝 有(南西市道側のみ)								市道側のみ)
		都 市 ガ ス なし								
	関	鉄	道	JR	志文駅	約5	5 0	m		
(物件からの距離)	バ 中央バス停留所(志文団地) 約250 m								
公 共 施 † (物件からの距離	設	岩見沢市立志 岩見沢市立清 岩見沢市役所	園中	学校 約			m			
備	考	・売却価格に登 ・志文本町 1 条 (@ 245 円/㎡) ・一部下水道末 ・志文本町 1 条	₹6丁 が別 ・整備	目8番で 途かかり (北東側	下水道を ます。 ・南東側	使用 市道)	ー する場)	易合、	受益	•

物件番号 07-4 岩見沢市志文本町 1条6丁目7番、8番

〇 位 置 図



〇 現 況 写 真



各種様式等

- ◇ 市有財産売買契約書(見本)
- ◇ 一般競争入札参加申込書
- ◇ 一般競争入札参加申込書(記入例)
- ◇ 委任状
- ◇ 入札書

収入印紙 貼 付 消

市有財産売買契約書(見本)

岩見沢市(以下「甲」という。)と<u>(落札者)</u>(以下「乙」という。)とは、物件の売買について次のとおり契約する。

(目的)

第1条 甲は、その所有する末尾記載の土地及び建物(以下「売買物件」という。)を乙に売り渡し、乙は、これを買い受ける。

(売買代金)

- 第2条 売買代金は、<u>金0,000,000円</u>(うち消費税及び地方消費税額<u>000,000円</u>) とする。
- 2 乙は、前項の売買代金を甲の発行する納入通知書により、その指定する期限までに納入しなければならない。

(契約保証金)

- 第3条 契約保証金は、<u>金000,000円</u>とする。
- 2 甲は、乙が前条第2項に定める義務を履行したときは、前項に定める契約保証金を乙に還付する。ただし、次条の定めにより契約保証金を売買代金に充当するときは、この限りでない。
- 3 乙が前条第2項に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金は、甲に帰属する。

(契約保証金の売買代金への充当)

- 第4条 乙は、甲に対し、前条第1項の契約保証金を売買代金に充てることを申し出ることができる。
- 2 契約保証金を売買代金に充当する場合において、甲は、第2条第2項の規定にかかわらず、売買代金から契約保証金を控除した金額(以下「売買代金の一部」という。)に係る納入通知書を乙に発行するものとし、乙は、当該納入通知書により、その指定する期限までに売買代金の一部を納入しなければならない。

(所有権の移転)

第5条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納したときに、甲から乙に移転するものとし、その引渡しも同時に行われたものとする。

(所有権移転登記の嘱託及びその費用)

- 第6条 乙は、前条の規定により売買物件の所有権が移転した後、速やかに、甲に対し所有権移転 の登記を請求するものとする。
- 2 甲は、乙の請求により、遅滞なく所有権の移転登記を嘱託するものとする。
- 3 前項の所有権移転登記に必要な登録免許税その他の費用は、乙の負担とする。 (危険負担)
- 第7条 本契約締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて、当該物件が天災地変その他の甲 又は乙のいずれかの責に帰することのできない事由により滅失又は損傷した場合は、甲乙双方書 面により通知して、本契約を解除することができる。また、乙は、本契約が解除されるまでの間、 売買代金の支払いを拒むことができる。
- 2 前項によって本契約が解除された場合、甲は、乙に対し、受領済みの金員を無利息で速やかに 返還するものとする。

(契約不適合責任)

- 第8条 甲は、売買物件を現況(別添図面等資料の記載事項を含む)で乙に引き渡すものとする。
- 2 第5条に規定する引渡しの後、地中残置物及び埋蔵文化財等が存することにより、法令等に基づく措置(社会慣行上必要となる措置及び従前建物その他の工作物等(地中に存するものを含む。)の除却、施設建築物の建設等を行うために必要となる措置を含む。)が必要となった場合には、乙がかかる対策について責任と費用を負う。

- 3 前項に定めるもののほか、乙は、引き渡された売買物件に種類又は品質に関して契約の内容に 適合しないもの(以下「契約不適合」という。)があることを発見しても、履行の追完請求、代金 減額請求、損害賠償請求及び契約の解除をすることはできないものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、乙が消費者契約法(平成12年法律第61条)第2条第1項に規定する消費者である場合は、乙は、売買物件に契約不適合があることを発見したときから1年以内に甲に通知し、引渡しの日から2年以内に甲に請求したものに限り、履行の履行の追完請求、代金減額請求、損害賠償請求及び契約の解除をすることができるものとする。ただし、契約不適合が、乙の責に帰すべき事由によるものであるとき又は乙が本契約締結時に契約不適合を知っていたときは、この限りではない。

(公序良俗に反する使用の禁止)

- 第9条 乙は、売買物件を第5条の引渡しの日から10年間、次の各号の用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は第三者に貸してはならない。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に 規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供すること。
 - (2) 風俗営業等の規定及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第2条に規定する営業その他これらに類する業の用に供すること。

(違約金)

- 第 10 条 乙は、前条に定める義務に違反して禁止用途に供したときは、売買代金の 30 パーセントに相当する金額を違約金として甲に支払わなければならない。
- 2 前項の違約金は、第14条に定める損害賠償額の予定又はその一部として解釈しないものとする。

(契約の解除)

- 第 11 条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。
- 2 甲は、乙が第9条に定める禁止事項に違反したときは、催告をしないで、この契約を解除する ことができる。

(返還金等)

- 第12条 甲は、この契約を解除したときは、既に受領済みの売買代金を乙に返還するものとする。 ただし、当該返還金には利息は付さないものとする。
- 2 甲は、この契約を解除したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。
- 3 甲は、この契約を解除したときは、乙が支払った違約金及び乙が売買物件に投じた有益費、必要費その他一切の費用は償還しない。

(原状回復及び返環)

- 第 13 条 乙は、第 11 条の規定によりこの契約が解除されたときは、甲の指示するところにより、 売買物件をこの契約締結時の状態に復した上で、甲に返還しなければならない。ただし、甲が、 当該売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現況のまま返還することが できる。
- 2 乙は、前項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、 当該土地の所有権移転登記の抹消登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第 14 条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を、乙に請求することができるものとする。

(返還金の相殺)

第 15 条 甲は、第 12 条第 1 項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第 10 条に定める違約金又は前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺するものとする。

(契約締結の費用)

第16条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第 17 条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管

轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

(契約に定めのない事項)

第18条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。 (信義誠実の原則の遵守)

第19条 甲及び乙は、信義に従い誠実にこの契約を履行しなければならない。

この契約の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

(甲) 岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号 岩見沢市長 松 野 哲 ⑩

(Z)

<u>(落札者)</u> 即

物件の表示

[土地]

所在及	び地番	
地	目	
地	積	
売買代	金内訳	

「建物]

AL 1/3]	
所在及び地番	
家 屋 番 号	
構造	
延床面積	
建築年月日	
売買代金内訳	

一般競争入札参加申込書

令和	年	月	日
13 /1 14		/ 1	-

<u>щ</u>	見沢市長	松	田式	哲	様
⁄□	九八川文	72	判	台	138

(申込者) 住 所

氏 名
(電 話 - -)

【共有による申込みの場合は、共有者住所・氏名を記入してください。】
(共有者) 住 所

氏 名
(電 話 - -)
(共有者) 住 所

氏 名
(電 話 - -)

下記市有財産の一般競争入札に参加したいので関係書類を添えて申し込みます。

記

1 入札参加物件

物件番号	所	在	地	番	

- 2 使用目的及び希望理由
- 3 添付書類
- (1) 個人又は共有の場合 住民票、身分証明書、印鑑登録証明書、市(町・村)税納税証明書
- (2) 法人の場合 法人登記簿謄本、印鑑証明書、市(町・村)税納税証明書 ※ 添付書類は発行後1か月以内のもので各1通提出してください。
- (注) 代理人が入札するときは、委任状の提出が必要となります。

記入例

一般競争入札参加申込書



岩見沢市長 松 野 哲 様

(申込者) 住 所 岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号

氏 名 **岩 見 太 郎** (電 話 **0126-23-4111**)

【共有による申込みの場合は、共有者住所・氏名を記入してください。】 (共有者) 住 所

> 氏名 (電話 - 一) (共有者)住所 氏名 (電話 - 一)

下記市有財産の一般競争入札に参加したいので関係書類を添えて申し込みます。

記

1 入札参加物件

物件番号 所 在 地 番	07-4	岩見沢市志	文本町 1	条6丁	37番、8番	
	物件番号	所	在	地	番	

2 使用目的及び希望理由

住宅建設用地として使用したいため取得を希望します

- 3 添付書類
- (1) 個人又は共有の場合 住民票、身分証明書、印鑑登録証明書、市(町・村)税納税証明書
- (2) 法人の場合 法人登記簿謄本、印鑑証明書、市(町・村)税納税証明書
 - ※ 添付書類は発行後1か月以内のもので各1通提出してください。
- (注) 代理人が入札するときは、委任状の提出が必要となります。

委 任 状

								令和	年	月	日
岩見沢市長	松	野	哲	様							
			<u>台</u>	<u>所</u>							
			氏	名又は商号名称							
			及	び代表者名						~	
			_							<u> </u>	
私は、令和	4	丰	月	日に執行	される	下記市	有財	産の一月	般競争,	入札に	関し、
(住所)					(氏	:名)				_を代3	理人と
定め一切の権限を	を委任	£いた	します	•							
					記						
1 入札物件											
物件番号				所	在	地	番				

なお、代理人が使用する印鑑は次のとおりです。

受任者 申 印

入 札 書

	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	+	円
入 札 金 額											
入札保証金額											

【入札物件】

物件番号	所	在	地	番	

岩見沢市告示、市有財産売却案内、入札心得書、現場等を熟覧の上、上記金額をもって 入札いたします。

令和 年 月 日

入札者 住 所

氏 名

囙

代理人 住 所

氏 名

印

岩見沢市長 松 野 哲 様

- (注) 1 黒のボールペン又は万年筆で記入すること。
 - 2 使用する印鑑は印鑑登録証明に登録された印鑑を使用すること。 ただし、代理人が入札する場合は、委任状にある印鑑と同一のものを使用すること。
 - 3 金額の数字は算用数字を用い、頭に「¥」マークをつけること。
 - 4 用紙の大きさは日本工業規格A4版とする。